

## 特許法等の一部を改正する法律要綱

## 第一 特許法の一部改正

## 一 特許権の侵害行為により生じた損害の賠償額の算定方式の見直し

1 侵害者が譲渡した物の数量に基づく損害額の算定について、特許権者若しくは専用実施権者の実施の能力を超える部分に係る数量又は特許権者若しくは専用実施権者が販売することができないとする事情に相当する数量があるときは、これらの数量に応じた特許発明の実施に対し受けるべき金銭の額に相当する額を損害の額に加えることができるものとする。

（第百二条第一項関係）

2 特許権者又は専用実施権者がその特許発明の実施に対し受けるべき金銭の額の認定に当たり、自己の特許権又は専用実施権に係る特許発明の実施の対価について、特許権又は専用実施権の侵害があつたことを前提として当該特許権又は専用実施権を侵害した者との間で合意をするとしたならば、当該特許権者又は専用実施権者が得ることとなるその対価を考慮することができるものとする。

（第百二条第四項関係）

## 二 査証制度の創設

特許権の侵害に係る訴訟における当事者の証拠収集手続を強化するため、当事者の申立てにより裁判所が指定する査証人が、立証されるべき侵害に係る事実の有無の判断に必要な証拠の収集を行うための査証を行い、裁判所に報告書を提出する制度を創設すること。

（第百五条の二から第百五条の二の十まで関係）

三 その他所要の規定の整備を行うこと。

## 第二 実用新案法の一部改正

一 実用新案権の侵害行為により生じた損害の賠償額の算定方式の見直し（第一の一と同旨）

（第二十九条第一項及び第四項関係）

二 その他所要の規定の整備を行うこと。

## 第三 意匠法の一部改正

一 意匠法の保護対象の拡充等

1 意匠の定義を見直し、建築物及び画像を保護の対象とすること。（第二条第一項関係）

2 意匠に係る画像の作成を実施の定義に追加する等、意匠の実施の定義の見直しを行うこと。

(第二条第二項関係)

3 その他所要の規定の整備を行うこと。

二 意匠登録に係る創作非容易性水準の引上げ

頒布された刊行物に記載され、又は電気通信回線を通じて公衆に利用可能となった形状、模様若しくは色彩若しくはこれらの結合又は画像から容易に意匠の創作をすることができたときは、その意匠について、意匠登録を受けることができないものとする事。

(第三条第二項関係)

三 意匠登録出願

意匠登録出願は、経済産業省令で定めるところにより、意匠ごとにしなければならぬと規定する事。

(第七条関係)

四 組物の意匠の拡充

組物を構成する物品、建築物若しくは画像又はこれらの部分に係る意匠が、組物全体として統一があるときは、一意匠として出願をし、意匠登録を受けることができるものとする事。

(第八条関係)

五 内装の意匠の導入

施設の内部の設備及び装飾を構成する物品、建築物又は画像に係る意匠が、内装全体として統一的な美感を起こさせるときは、一意匠として出願をし、意匠登録を受けることができるものとする。

(第八条の二関係)

## 六 関連意匠制度の見直し

1 本意匠の意匠登録出願が掲載された意匠公報の発行の日前に出願された場合のみ登録が認められている関連意匠について、本意匠の意匠登録出願の日から十年を経過する日前に出願されれば、意匠登録を受けることができるものとする。

(第十条第一項関係)

2 関連意匠にのみ類似する意匠及び当該関連意匠に連鎖する段階的な関連意匠について、意匠登録を受けることができるものとする。

(第十条第四項関係)

3 その他所要の規定の整備を行うこと。

## 七 救済措置の拡充等

1 意匠登録出願について、パリ条約による優先権主張に必要な書類等が、所定の期間内に提出されなかったときは、優先権主張をした者に対し、特許庁長官がその旨を通知するとともに、所定の期間が

経過した後であっても、一定の期間内に限り当該書類等を提出することができるものとする。

（第十五条第一項及び第六十条の十関係）

2 パリ条約による優先権主張を伴う意匠登録出願について、その優先期間内に当該意匠登録出願をすることができなかったことに正当な理由があるときは、一定の期間内に限り当該優先権主張をすることが出来るものとする。

（第十五条第一項及び第六十条の十第一項関係）

3 意匠登録出願について、所定の期間内にその手続をすることができなかったときは、当該期間が経過した後であっても、一定の期間内に限りその延長を請求することができるものとする。

（第六十八条第一項関係）

## 八 意匠権の存続期間の変更

意匠権の設定の登録の日から二十年としている意匠権の存続期間について、意匠登録出願の日から二十五年に変更すること。

（第二十一条関係）

## 九 意匠権の侵害とみなす行為の見直し

1 登録意匠又はこれに類似する意匠に係る物品の製造に用いる物（日本国内において広く一般に流通

しているものを除く。）であつて当該登録意匠又はこれに類似する意匠の視覚を通じた美感の創出に不可欠なものにつき、その意匠が登録意匠又はこれに類似する意匠であること及び当該物がその意匠の実施に用いられることを知りながら、業として、当該製造に用いる物の製造等をする行為を、侵害とみなす行為とすること。

（第三十八条第二号関係）

2 建築物及び画像について、侵害とみなす行為を規定すること。

（第三十八条第四号から第九号まで関係）

十 意匠権の侵害行為により生じた損害の賠償額の算定方式の見直し（第一の一と同旨）

（第三十九条第一項及び第四項関係）

十一 その他所要の規定の整備を行うこと。

#### 第四 商標法の一部改正

一 通常使用権の許諾制限の撤廃

国、地方公共団体又は非営利の公益団体等が有する自らを表示する著名な商標の商標権について、他人に通常使用権を許諾することができるものとする。

（第三十一条第一項ただし書関係）

二 商標権の侵害行為により生じた損害の賠償額の算定方式の見直し（第一の一と同旨）

（第三十八条第一項及び第四項関係）

三 国際商標登録出願に係る補正手続の期間の延長

国際商標登録出願について、拒絶理由の通知を受けた後、その事件が審査、審判又は再審に係属している場合に限り、指定商品又は指定役務について補正をすることができるものとする。

（第六十八条の二十八第一項関係）

四 その他所要の規定の整備を行うこと。

## 第五 附則

一 この法律の施行期日について必要な規定を設けること。

（附則第一条関係）

二 この法律の施行に伴う所要の経過措置について定めること。

（附則第二条から第四条まで関係）

三 関係法律について所要の改正を行うこと。

（附則第五条関係）